

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和8年8月24日(月) 午後2時から午後4時

2 開催場所 瀬戸市役所大会議室

3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭
2番	井上 俊英
3番	小澤 早由里
4番	作石 正太郎
5番	住 珠紀
6番	高島 八十三
7番	武田 晴光
8番	長江 和春
9番	中村 征実
10番	藤井 義廣
11番	矢野 洋三
12番	横道 厚子

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成
2番	大澤 憲男
3番	大津 広隆
4番	日比野 茂 欠
5番	藤田 茂夫
6番	前田 晴美
7番	水野 光
8番	矢野 隆治

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

議題

第39号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第40号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第42号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第43号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第44号議案	農用地利用集積等促進計画の変更について	9 件

報告事項

報告第20号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	11 件
報告第21号	現況証明願出書について	2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会 8 月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、推進委員 4 番 日比野 茂（ひびの しげる）委員より欠席
の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議
長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

1 1 番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員

1 2 番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員

を指名いたします。

（第 3 9 号議案）

議長

では、これより議事に入ります。「第 3 9 号議案 農地法第 3 条の規定
による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願い
いたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の 1 筆で、面積は 1 2
2 m²です。今後は畑として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡
大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、
瀬戸市内において合計 4, 8 7 5 m²の農地を耕作しており、住所は市外
となっておりますが、実際には耕作地付近に居住しており、通作条件等
も問題ありません。担当委員からも適当とのご報告をいただいております。
以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるも
のと考えます。第 3 9 号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

長江委員

申請人は、年齢が高いが、実際の耕作者は申請人の息子です。所有が申請人であるため、申請者としています。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第39号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第40号議案)

議長

続きまして、「第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は610㎡です。転用目的は、駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が道路、東側が宅地、南と西側が畑です。

近隣農地への防除については、南と西側にコンクリートブロックの土留めを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は雨水のみであり、北側の既設側溝に排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第40号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

矢野洋三委員

排水について、最終的に愛知用水に流れるため、きちんとした水を流すようにしてください。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第40号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり承認す

ることに決しました。

(第41号議案)

議長

続きまして、「第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は738㎡です。一体利用地を含めた全体面積は、796㎡で、転用目的は、駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が一体利用地の水路、東側が工場、南側が一体利用地の山林、西側が畑です。

近隣農地への防除については、西側にコンクリートブロック及びフェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり敷地内を砕石敷し自然浸透します。オーバーフローした分は北側既設道路側溝に排水します。道路側溝ではありますが、近隣畑の農業用水路としても利用されているため、地元農事組合に説明し、承諾済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第41号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当の委員から補足などはございませんか。

矢野洋三委員

排水について、本件は近隣農地が畑であるが、下にある田に水が入る可能性があるため、農事組合が承諾前に許可はしないでください。

事務局

本件は、前面道路が道路側溝のため、排水承諾書までは求めています。

んが、行政書士から農事組合に確認し、承諾を得たと聞いています。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

藤井委員

排水承諾書が存在するため、全ての案件で排水承諾書をもらうべきではないですか。瀬戸市は農業用水路と通常の排水路が重複している地域が多く、ただの道路側溝という考えは危険です。それを事務局には認識してほしいです。

事務局

現在も農業用水路に排水する場合は、農事組合に確認をとるよう案内していますが、今後も注意して対応していきます。

長江委員

近年、知らない間に青道が道路工事され、農業用水路に生活排水が流れていることがあります。青道についてしっかり確認することが必要です。

藤井委員

事務局は、図面等がないため、農業用水から分岐した小さい用水について把握するのが難しいとは思いますが、農業用水については、地元農事組合が詳しいため、事前に確認をしてください。

事務局

今後より注意し、対応していきます。

議長

本件について、排水承諾書を取得してから、愛知県に送付してください。

事務局

承知しました。

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

以上で質疑を終結し、採決を行います。第41号議案を原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数になります。よって、第41号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第42号議案)

議長

続きまして「第42号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は456㎡です。一体利用地を含めた全体面積は、13,614㎡で、転用目的は、調整池管理用通路及び駐車場です。

申請地は、既に調整池管理用通路及び駐車場として利用されており、改めて農地転用の手続きを申請するもので、始末書が提出されています。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が一体利用地の調整池、東側が赤道、南側が道路、西側が雑種地です。

近隣農地への防除について、周囲に農地はないため支障はありません。

排水は、雨水のみであり自然浸透します。敷地内に盛土をし勾配をつけ、オーバーフローした分は南側既設道路側溝に排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第42号議案につきましては以上です。

議長	事務局の説明は終わりました。 地区担当委員から補足などはありませんか。
矢野洋三委員	広大な土地の一部であり、豪雨等があった場合に心配が残るため、今後について事務局に注視していただきたいです。
議長	農業委員の皆様ご質疑はありませんか。 (なし)
議長	推進委員の皆様ご意見はありませんか。 (なし)
議長	特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第42号議案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり承認することに決しました。 (第43号議案)
議長	続きまして「第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「雑種地」の1筆で、面積は452㎡です。転用目的は資材置き場及び駐車場の設置です。 申請地は、既に資材置き場及び駐車場として利用されており、改めて

農地転用の手続きを申請するもので、始末書が提出されています。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が道路、東側が山林、南側が水路、西側が道路です。

近隣農地への防除について、周囲に農地はないため支障はありません。

排水は、雨水のみであり敷地内を碎石敷し、敷地の南側に集水枥を設置し、集水枥に集め南側既存水路に排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第43号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

井上委員

現地確認しましたが、実際に整地され資材置き場及び駐車場として利用されていました。本申請によると、今後、集水枥を設置することとしていますが、最終確認はどのような対応になりますか。

事務局

事業が完了したことは、工事完了報告書と添付の写真にて確認します。許可権者は愛知県のため、完了の最終判断は愛知県となります。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

藤井委員

工事完了報告書に提出期限はありますか。提出せず終わりになりませんか。

事務局

工事完了後2週間以内に提出することとなっています。許可書の受け渡し時に、工事完了報告書をお渡しするとともに提出を促しています。

高島委員	現状では、瀬戸市農業委員会から離れて愛知県が許可するため農業委員会で許可したものと全く違うものになっている件がいくつもあります。防いでいくには、計画図面どおりに実施されているか確認する機関が必要と考えます。
議長	推進委員の皆様ご意見はございませんか。 (なし)
議長	以上で質疑を終結し、採決を行います。第４３号議案を原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数になります。よって、第４３号議案は原案のとおり承認することに決しました。 (第４４号議案)
議長	続きまして「第４４号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	農地の利用権を設定するため、^{かして}貸手及び^{かりて}借手の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されました。まずは、番号１・６・７～９の地域計画の区域外の案件についてご説明します。 番号１の農地は、営農箇所の拡大の利用権設定です。^{かりて}借手は、他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。 番号６の農地は、新規の利用権設定です。^{かりて}借手は、別の営農者の下で２年以上農業に従事しており、利用権設定することに支障はありません。

番号7～9の農地は、新規の利用権設定です。^{かりて}借手は、別の営農者の下で2年以上農業に従事しており、利用権設定することに支障はありません。

本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。

なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

次に、番号2～5の地域計画の区域内の案件についてご説明します。

番号2～5の農地は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求められているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

番号2～5の農地は、営農箇所の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に農地を所有しており、利用権設定することに支障はありません。

本件は愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員、推進委員からも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第44号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第44号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の届出については11件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第21号 現況証明願出書については2件ありました。詳細は記載のとおりです。報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

報告事項について、地区担当委員から補足などはございませんか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会 8 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。